

高齢者の所得税、市民税・県民税の障害者控除について

高齢者においては、所得税法や地方税法の規定により、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方でも、基準日（12月31日）時点において要介護の認定を受けており要件に該当する方は、市で交付する「障害者控除対象者認定書」を税申告の際に添付することで、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※ この認定書は、所得税や住民税の障害者控除にのみ使用できるものであり、障害者としてのサービスを受けられるものではありません。

「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられることができる方（対象者）

日南市に住民票がある65歳以上の方で、身体障害者に準ずる者等として認められる方です。

介護保険の認定を受けていて、障害者控除の適用を受ける年の基準日（12月31日）の要介護認定状況等が下表のいずれかに該当する場合は、身体障害者に準ずる者等に該当します。

※ 控除を受けようとする年の基準日（12月31日）以前に死亡した場合は、死亡した日を基準とします。

	障 害 区 分	介護保険の認定を受けている方の判定基準	
障害者控除 対 象 者	身体障害者 （3～6級に準ずる）	介護保険認定調査の 障害高齢者の日常生活自立度	A
	知的障害者 （軽度・中度に準ずる）	介護保険認定調査の 認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅱ
特別障害者 控除対象者	身体障害者 （1、2級に準ずる）	介護保険認定調査の 障害高齢者の日常生活自立度	B、C
	知的障害者 （重度に準ずる）	介護保険認定調査の 認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ

※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の提示により障害者控除の適用を受けることができます。

※ 控除額、申告等については、税務署もしくは税務課へお問い合わせください。

申請方法・必要なもの

【窓口での申請】

長寿課、北郷町・南郷町地域振興センター窓口で申請できます。

＜必要なもの＞

- ・ 障害者控除対象者認定書交付申請書

（申請書は下記窓口に用意してあります。ホームページからもダウンロードできます。）

- ・ 申請者の身分証明書（郵送申請の場合はコピーを同封してください。）

【電子申請】

申し込みフォームから申請できます。

障害者控除対象者認定申し込みフォーム

<https://logoform.jp/f/tKa9o>



認定書の送付について

受付日（電子申請の場合は、申請内容を確認後）から閉庁日を除いて4～5日後に、対象者の住民登録地や送付指定先の住所へ送付いたします。

問合先：日南市健康福祉部長寿課	介護保険係	☎	3 1－1 1 6 0
北郷町地域振興センター	住民係	☎	5 5－2 1 1 3
南郷町地域振興センター	住民係	☎	6 4－1 1 1 3